

平成 27 年 9 月 29 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

廃棄物の処理手数料の減免等に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例第 28 条第 3 項の意義等

2 質問の要旨

今定例会に於いて鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例が、減免対象にストーマ装具の使用又は腹膜透析の実施により生じた家庭系一般廃棄物を追加する為に改正を行う条例が議会で可決されたことで改正される。

そもそも本改正には賛成の立場であるが、何故、鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例には、第 28 条第 3 項第 8 号にはその他市長が特に必要と認めるときと定められているのに、わざわざ新たに 1 号を加えたのか。

その理由と地方自治法に基づく要請、理念等に基づいた改正だったのか、否か。

是であればその理由も含めて答弁を求める。

そもそも、この条例に係る「その他市長が特に必要と認めるとき」とは、何を想定しているのか。その制定の背景とは何か。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

㊦ (平成 27 年 10 月 7 日まで) ・ 無

(理由：必要に応じて緊急質問等を行うことを検討する為。)